

相談窓口はこちら

ひとりで悩まないで、相談してください。

配偶者からの暴力(DV)

相談機関 / 電話番号	開設日・時間等	相談方法
京都市 DV 相談支援センター (075) 874-4971 (DV 相談専用) (075) 874-7051 (緊急ホットライン) ※相談受付時間外はこちらへ	月～土曜 (祝日除く。) 9:00～17:15 (相談受付時間)	電話 面接*

配偶者からの暴力(DV)、離婚問題など

京都府家庭支援総合センター (075) 531-9910 (DV 相談専用)	毎日 9:00～20:00 ※DVに関する緊急の通報・相談は 24 時間受付	電話
	月～金曜 (祝日除く。) 9:00～16:00	面接*

配偶者からの暴力(DV)

京都府警察総合相談室 (京都府警察本部) (075) 414-0110 または #9110 府内各警察署	月～金曜 (祝日除く。) 9:00～17:45 ※緊急の時は 110 番	電話 面接
---	--	----------

女性への暴力、女性のさまざまな悩み(夫婦等の人間関係、性・健康、デートDVなど)

京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」 (075) 212-7830	(一般相談) 月曜、木～土曜 (祝日除く。) 11:00～18:30 (電話相談の受付 18:00 まで) 火曜 (祝日除く。) 11:00～20:00 (電話相談の受付 19:30 まで)	電話 面接*
	(法律相談) 第 1・3 金曜 13:30～16:00 (女性への暴力相談) 完全予約制 (男性のための相談) 完全予約制	面接*

女性のさまざまな悩み(夫婦等の人間関係、性・健康など)

京都市男女共同参画センター「らら京都」 (075) 692-3437	(一般相談) 月曜 11:00～19:00 火・木・金曜 10:00～18:00 (祝日除く。)	電話 面接*
	(法律相談) 第 2・4 木曜 13:30～16:30 (フェミニストカウンセリング) 木曜 18:00～20:50	面接*

女性の人権侵害

女性の人権ホットライン (京都府地方務局人権擁護課) 0570-070-810	月～金曜 (祝日除く。) 8:30～17:15	電話 面接
---	----------------------------	----------

女性のためのカウンセリング

ウィメンズカウンセリング京都 (075) 222-2133 ☆有料	月～土曜 (祝日除く。) 10:00～20:00 (予約受付 17:00 まで)	面接*
--------------------------------------	--	-----

外国人のさまざまな困りごと、配偶者からの暴力(DV)

京都 YWCA・APT (Asian People Together) (075) 451-6522	月曜 13:00～16:00 木曜 15:00～18:00 タイ語、タガログ語、英語、中国語	電話 面接*
--	--	-----------

さまざまな心の悩み、精神疾患など

京都市こころの健康増進センター (075) 314-0874	月～金曜 (祝日除く。) 9:00～12:00, 13:00～16:00 (診察・相談) 診察のみ保険診療 ☆有料 完全予約制	電話 面接*
-----------------------------------	---	-----------

★の付いている相談は予約が必要です。(この表の内容は変更されることがあります。)

☆有料と記載してあるものを除き、相談は無料です。

「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」(内閣府の運営しているサイトです。)
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

京都市印刷物第 234378 号 発行：京都市男女共同参画推進課 / 平成 23 年 9 月

京都市 DV 相談支援センターの御案内

秘密は守ります。
安心して御相談ください。

お気軽に、こんな時には御相談ください

- DV かもしれないがどこに相談したらいいのかわからない…
- 逃げてきたけれど、何からはじめればいいのかかわからない…
- 精神的に立ち直れない… など

京都市 DV 相談支援センターではこんな支援を行っています

- 相談・緊急ホットライン
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保に向けた支援 (一時保護を除く。)
- 自立生活促進のための支援
- 保護命令に係る情報提供
※保護命令制度…裁判所が、被害者からの申立てによって、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止命令等を命ずるものです。
- 保護施設に関する情報提供

あなたの生活をサポートします。

切り離して御利用ください。

京都市 DV 相談支援センター

相談受付時間 月～土曜 (日曜・祝日・12/29～1/3 を除く)
9:00～17:15

相談電話番号 075-874-4971

緊急ホットライン 075-874-7051
(相談受付時間外はこちらの電話番号へ)

相談無料。秘密は守ります。

DV について
(ドメスティック・バイオレンス)

あなたのまわりで悩んでいる人はいませんか？



京都市

ドメスティック・バイオレンスとは？

「殴る」「蹴る」などの身体的な暴力だけがDVではありません。「ののしる」「無視する」などの精神的な暴力や、「セックスを無理強いする」「避妊に協力しない」などの性的な暴力もDVです。

夫やパートナーとの間で、
こんな経験がありますか？

DV チェックリスト

夫やパートナーは…

- 「バカ」「おまえは何もできない」とののしったり、無視する。
- 「出て行け！」「くちこたえするな！」などと怒鳴りつける。
- 暴力のあとで、「おまえが、暴力をふるわせたんた」などとあなたのせいにする。
- 「どこまでも追いかけていく」「別れるなら子どもは渡さない」「離婚するなら、おまえだけ出て行け！」などと脅す。
- あなたが何かをする度に、自分の許可を取らせる。
- あなたの行動をいちいち報告させる。
- あなたを批判し、自信を失うようにしむける。
- 家の中に閉じ込める、外出させない。
- あなたが友人や家族と交際することを嫌がる。
- 「外で働くな」「仕事をやめろ」と言う。
- 自分の好みに合わせて、あなたが態度や考え方を変わることを望んでいる。

- 家計の管理を独占して、お金の使い道を細かく報告させる。
- 生活費を渡さない。

あなたは…

- 本当は優しい人だと思っている。
- 今度こそ暴力が止まるのではと思っている。
- 怒るのは、私が悪いからだと思っている。
- 助けてくれる人は誰もいないと思っている。
- どこに逃げても探し出されるとと思っている。
- 子どものために我慢しようと思っている。

配偶者暴力防止法（DV防止法）とは？

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立しました。この法律は、配偶者からの暴力（DV）が「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」に当たると述べています。DVは、女性の尊厳と安全を脅かすだけでなく、「生命」に係わる犯罪なのです。



配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられています。

身近に「DV被害者かもしれない」と 思い当たる人はいませんか？

DV被害者から相談されたとき、相談を受ける者として、
どのような対応を心がければよいのでしょうか？

1. 相手の話を十分聴いてあげてください。

相談を受ける者にとって一番大事なことは、じっくり相手の話を聴くことと、話しやすいように言葉を引き出してあげることです。

2. 被害者の行動を非難してはいけません。

心身ともにダメージを受けている被害者に対して、被害者自身が取った行動や考え方を非難することは、二度と立ち上がれないほどの傷を負わせることがあります。

3. 「あなたは悪くない」と伝えてあげてください。

自分の話を聴いてもらえ、受け入れられることが、自信につながり、自分がとるべき行動の選択肢を考えることができるようになり、新しいスタートへの力になります。

「ひとりで悩まないで」と言って、
このリーフレットに掲載されている相談機関に
連絡するようアドバイスしてあげてください。



パープルリボン

「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルです。

子どもや暴力の被害者にとって、世界を安全なものとするを目的として、1994年アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40箇国以上の国際的なネットワークに発展しています。

DVについて、あなたは どれだけ知っていますか？

二次被害を防ぐために

「二次被害」とは、被害者が支援される過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者や周りの人からの不適切な言動によって、更に傷つけられてしまうことをいいます。私たち、一人ひとりがDVについて正しい理解をする必要があります。

DVって夫婦げんかと同じじゃないの？ →



けんかはお互いが対等の立場で意見をぶつけ合う一時的なものです。DVはどちらかから一方的に継続して振るわれる暴力で、その間には支配と従属の関係があります。被害者はコントロールされています。

ごく一部の人の間で起こることじゃないの？ →



DVは「一部の特別な人々」の間で起きる出来事ではありません。誰にでも起きる可能性があるのです。

暴力をふるうのは特別な男性？ →



加害者は職業や年収、学歴、年齢などに関係なく、決まったタイプはありません。人前でも粗暴な態度を取る人もいますが、職場や友人の間では明るく人当たりがいい人もいます。

暴力を振るわれる人にも問題があるのでは？ →



加害者は自分の行為を正当化しますが、その背景には男性優位の意識があります。DVは人権侵害であり、どのような理由であれ暴力は許されません。

どうして逃げないの？
別れたらいいのでは？ →



被害者は、経済的問題、住居の問題、子どものことなど、別れることによって生じる問題にずっと悩んでいます。また、長期にわたる暴力の結果、逃げ出す気が失ったり、自分に対して自信がもてず、DVが自分の責任と思い込む場合もあります。その他、「本当は優しい人なのだ」と暴力を受けている事実を自分の気持ちの中で認められない場合もあります。

子どものために我慢すべき？ →



DVの目撃によって著しい心理的外傷を与えることは児童虐待にあたります。直接暴力に巻き込まれることもありますし、子ども自身が暴力で問題を解決しようとしたり、感情を暴力で表現したりと暴力を学習してしまうこともあります。将来、うまく人間関係が築けなかったり、DVの加害者や被害者になる可能性もあります。